

一般社団法人医療イノベーション神戸連携システム 定款

第1章 総 則

第 1 条 (名称)

当法人は、一般社団法人医療イノベーション神戸連携システム(英文名: Medical Innovation Kobe Community System 略称: MIKCS)と称する。

第 2 条 (主たる事務所等)

当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第 3 条 (目的)

当法人は、産学官金が連携して医療機器、介護・福祉・健康器具及びその周辺機器並びに医薬品、保健機能食品等健康・医療に係る製品及び部材の共同開発並びに産業化に関する情報の収集と提供を行い、これらを推進することにより、日本をはじめ世界に優れた商品を提供し、もって国民の福祉向上と地域産業の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医療機器、介護・福祉・健康器具及びその周辺機器の開発並びに産業化に関する情報の収集及び提供
- (2) 医薬品、保健機能食品等健康・医療にかかる製品及び部材の開発並びに産業化に関する情報の収集及び提供
- (3) 前各号の機器及び部材の共同受注、試作研究並びに共同開発体制の構築
- (4) 競争的外部資金獲得を支援するためのプロジェクトチームの構築及び管理
- (5) 地域フォーラム、各種セミナー、研究会等の企画及び運営
- (6) 薬事にかかる専門的人材の育成
- (7) 大学教育インターンシップ及び企業人材育成等の教育支援
- (8) 地域・関係外部機関等との連携体制の構築
- (9) 前各号に関する調査、研究及びコンサルタント並びに会員相互間の情報の交換
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第 5 条 (公告)

当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

第 6 条 （種別）

当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

第 7 条 （入会）

正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

第 8 条 （入会金及び会費）

正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

第 9 条 （任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第10条 （除名）

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、正会員については第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって、その他の会員については理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

第11条 (会員資格の喪失)

前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第12条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

第13条 (種類)

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

第14条 (構成)

社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第15条 (権限)

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡

(10) 理事会において社員総会に付議した事項

(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

第16条 (開催)

定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

第17条 (招集)

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総社員の10分の1以上の同意により、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

第18条 (議長)

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

第19条 (決議)

社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第20条 (代理)

社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

第21条 (決議及び報告の省略)

理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が、社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第22条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその社員総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第23条 (社員総会規則)

社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

第24条 (役員等の設置)

当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、2名以内を副会長とすることができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

4 理事のうち7名以内を業務執行理事とし、そのうちの1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

第25条 (役員を選任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

第26条 (理事の職務権限)

会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 専務理事は、当法人の業務を執行する。
- 4 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

第27条 (監事の職務権限)

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第28条 (役員任期)

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第29条 (解任)

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第30条 (報酬等)

理事及び監事は無報酬とする。ただし、本法人の業務を執行する理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支払の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第31条 (取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会においてその取引について重要な事

実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人が祖の理事の債務を保証することその他理事以外のものとの間における当法人
屠蘇の理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

第32条 (損害賠償責任の一部免除)

当法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第33条 (名誉会長等)

当法人に、名誉会長及び若干名の顧問・アドバイザーを置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問・アドバイザーは、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉会長及び顧問・アドバイザーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第34条 (名誉会長等の職務)

名誉会長及び顧問・アドバイザーは、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第5章 理事会

第35条 (構成)

当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第36条 (権限)

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の一部免除

第37条 (種類及び開催)

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から一般法人法101条の規定に基づき会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

第38条 (招集)

理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の5日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

4 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

第39条 (議長)

理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

第40条 (決議)

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第41条 (決議の省略)

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

第42条 (報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

第43条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第44条 (理事会規則)

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

第45条 (基金の拠出)

当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て別に定める基金取扱規程によるものとする。

3 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。ただし、死亡、解散その他やむを得ない事由が認められる場合はこの限りではないが、この場合でも当法人の設立の日から3年間は基金の払戻しを請求することはできないこととする。また基金には利息を付さないものとする。

4 基金の返還手続については、別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

第46条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第47条 (事業計画及び収支予算)

当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

第48条 (事業報告及び決算)

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類及び監査報告並びに定款、社員名簿を主たる事務所に5年間備え置き、閲覧に供するものとする。

第8章 定款の変更、解散及び清算

第49条 (定款の変更)

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

第50条 (解散)

当法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

第51条 (残余財産の帰属等)

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

第52条 (委員会)

当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

第53条 (設置等)

当法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

第54条 (情報公開)

当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第55条 (個人情報の保護)

当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める

第56条 (委任)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第57条 (法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(設立時社員記名押印掲載省略)

附則 この定款は、平成26年9月26日から施行する。

附則 この定款は、平成27年5月27日から施行する。(第30条一部変更)。